

公益質屋法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年三月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第八号

公益質屋法施行細則の一部を改正する規則

公益質屋法施行細則（昭和二年十月鳥取県令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条を削り、第三条を第一条とし、第四条ただし書を次のように改め、同条を第二条とする。

但シ特別ノ事情アリテ別ニ帳簿ノ種類及様式ヲ定メントスルトキハアラカジメ知事ニ届出ツベシ

第五条を第三条とし、第六条から第八条までを削り、第九条を第四条とする。様式第八号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第九十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成七年三月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
岡本医院	鳥取市津ノ井二五八一二	平成七年三月一日
弓場医院	米子市旗ヶ崎二丁目二二一〇	〃
森広眼科	倉吉市上井町一丁目一五六―四	〃
大山リハビリテーション病院	西伯郡岸本町大原九二七―一	〃
秋山歯科医院	米子市道笑町二丁目二二二―三	〃
後藤歯科医院	鳥取市扇町五八ナカヤビル3F	平成七年三月二日
千代医院	西伯郡西伯町大字落合二八一	平成七年三月十三日
門脇薬局	西伯郡大山町末長二八三―三	平成七年三月二日

鳥取県告示第九十六号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第七条第一項の規定に基づき郡家町農業協同組合農地保有合理化事業規程を承認したので、同条第五項の規定により次のとおり告示する。

平成七年三月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 承認を受けた者の名称及び所在地

郡家町農業協同組合

八頭郡郡家町大字宮谷二〇〇一

二 承認年月日

平成七年三月七日

三 承認に係る農地保有合理化事業の種類

農地売買等事業

四 承認に係る農地保有合理化事業の実施地域

郡家町における農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項の規定により指定された地域）

鳥取県告示第九十七号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成七年三月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字中田字大途三七〇・三七一の二・字堂敷四四一の一・四四二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（次の図）は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第九十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成七年三月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 超業者の名称

米子市

二 事業の種類

環日本海の森（仮称）整備事業

三 起業地

1 収用の部分 米子市末広町地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

米子市加茂町二丁目一

米子市役所

鳥取県告示第九十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成七年三月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 超業者の名称

学校法人小林学園

二 事業の種類

鳥取社会福祉専門学校整備事業

三 起業地

1 収用の部分 気高郡気高町大字日光字小池地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

気高郡気高町大字浜村二八二一

気高町役場

鳥取県告示第二百号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、当該都市計画の図書は、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町一丁目三二〇）において公衆の縦覧に供する。

平成七年三月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

倉吉都市計画、羽合都市計画、東郷都市計画及び三朝都市計画下水道（天神川流域下水道）

二 都市計画を変更する土地の区域
排水区域
追加する部分

倉吉市中河原字道久橋、字下河原、字屋敷通、字沢、字北野道、字後屋敷、字東、

字南河原、字西川端、字京免、字竹ヶ鼻及び字上林、小鴨字長隅、字中道、字下り

手、字姫路河原、字下河原、字青木、字宮ノ後及び字欠口並びに虹ヶ丘町、東伯郡

羽合町大字長瀬字四の中浜、字新川前及び字当免、大字田後字井尻並びに大字赤池

字墓廻並びに同郡三朝町大字砂原字大舟

変更する部分

倉吉市大字生田字神主田並びに東伯郡三朝町大字森字下天神谷及び字上天神谷

鳥取県告示第二百一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成七年三月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画道路路事業 三・四・十五号永楽富安線

三 事業施行期間

昭和六十三年十一月十八日から平成十二年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 変更なし

2 使用の部分 なし

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十号

昭和六十一年五月鳥取県選挙管理委員会告示第三十三号（不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について）の一部を次のように改正する。

平成七年三月十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

一の表医療法人清和会老人保健施設うつぶきの項の次に次のように加える。

医療法人十字会老人保健施設のじま

倉吉市瀬崎町二七二四一

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十七号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成七年三月十四日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 敏

遊技機の種類	型 式	製 造 者 名
ぱちんこ遊技機	カジノ伝説2	豊丸産業株式会社
〃	コマコマ倶楽部2	〃
〃	トランプ天国2	〃
〃	エキサイトジャングル2	株式会社ニューギン
〃	ストライイカーじゅん2	〃
〃	ストライイカーじゅん	〃
〃	ストライイカーじゅんED	〃
〃	エキサイトコンバット	〃
〃	CRフリフリダービー	ナルホン工業株式会社
〃	CRスーパーシュート	〃
〃	CRバトルヒーローV	株式会社大一商会
〃	バトルヒーロー7	〃
〃	スクウェアパンチ	〃
回胴式遊技機	スーパードラゴン	日活興業株式会社

鳥取県公報の定期購読の申込みについて

平成7年度（平成7年4月から平成8年3月まで）において鳥取県公報の購読（年間を通じての定期購読を原則とします。）を希望される方は、下記の鳥取県公報購読申込書により平成7年3月28日までに鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部総務課へ申込みをしてください。

なお、購読料金（1部月額 2,000円。年額 24,000円）については、後日送付する納入通知書により納入してください。

照会先 鳥取県総務部総務課 電話0857-26-7023、7024

鳥 取 県 公 報 購 読 申 込 書

次のとおり鳥取県公報を購読したいので、申し込みます。

平成 年 月 日

郵便番号 □□□-□□

住 所

申 込 書

氏 名

印

（団体にあつては、名
称及び代表者の氏名）

電話番号

購 読 部 数	
購 読 料 金	
送 付 先	

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月二千円（送料を含む）】

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
お休み
がと
る日
の翌
日)

目 次

◇ 告 示
字の区域の変更(三件)(市町村振興課)
字の区域の変更等(二件)(シ)
土地改良法による換地処分(七件)(農村整備課)

告 示

鳥取県告示第二百二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、郡家町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による落石地区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成七年三月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域(平成六年十一月一日現在の地番による。)
大字落石字和田 河原	大字落石字和田河原のうち二七七の一の一部、二七八の一部、二七九の一部、二八〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに二七五、二七六、二八〇の二の一部と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字落石字小田	大字落石字和田河原二七七の一の一部、二七八の一部、二七九の一部、二八〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに二七五、二七六、二八〇の二の一部と一体をなす国有地の一部
大字落石字向イ 田	大字落石字小田のうち二八四の一、二八四の三、二八四の二、二八七、二八八、二九三の三、二九三の四と一体をなす国有地の一部 大字落石字城山七二三の二
大字落石字向イ	大字落石字向イ田のうち五三〇の一部、五三一の一、五三二の二の一部、五三一の三、五三二の一から五三三の三まで、五三三の一、五三六の一部、五四一の一の一部、五四二の二の一部、五四二の二の一部、五四二の三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
	大字落石字上境五六〇の一の一部及びこれと一体をなす国有地の一部 大字落石字下鏡五六五の三及び五六三の一、五六五の二と一体をなす国有地

大字落岩字流田	五五一の二と一体をなす国有地の一部 大字落岩字流田
大字落岩字上鏡	大字落岩字上鏡のうち五五六、五五七の一部、五六〇の二の一部、五六〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字落岩字下鏡	大字落岩字下鏡のうち五六五の三、五七〇の一部、五七六の二の一部及び五六三の二、五六五の二、五七一の二、五七二、五七三の二と一体をなす国有地の一部
大字落岩字城山	大字落岩字城山のうち七二三の二以外の区域
大字麻生字志谷	大字麻生字志谷の全域

々	大字麻生字上河原二九及びこれと一体をなす国有地の一部並びに七五八と一体をなす国有地の一部
大字麻生字上河原	大字麻生字上河原のうち二九及びこれと一体をなす国有地の一部並びに七五八と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字麻生字鏡	大字麻生字鏡のうち一五八次一及びこれと一体をなす国有地以外の区域
大字麻生字小池	大字麻生字小池のうち五五〇の一部以外の区域

鳥取県告示第二百三三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、気高町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による夏ヶ谷地区の換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成七年三月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域（平成六年十一月十八日現在の地番による。）
大字下光元字坂ノ前	大字下光元字坂ノ前のうち三二一の二の一部、三二二の二の一部、三二三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字下光元字猪ノ谷三二四の三及びこれと一体をなす国有地 大字下光元字砂掘口三二九の二の一部及びこれと一体をなす国有地

大字下光元字猪ノ谷	大字下光元字猪ノ谷のうち三二四の三及びこれと一体をなす国有地以外の区域
大字下光元字砂掘口	大字下光元字坂ノ前三一一の二の一部、三二二の二の一部、三二二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字下光元字砂掘口のうち三二九の二の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域
大字下光元字親谷	大字下光元字親谷の全域 大字下光元字葛蒲谷口三三九の二、一〇二二の二、一〇二二の三、一〇二二の四の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字下光元字丸山三七一の二の一部、三七一の二の一部、三七一の四及びこれらと一体をなす国有地 大字下光元字机谷口一〇五〇の一部
大字下光元字葛蒲谷口	大字下光元字葛蒲谷口のうち三三九の二、一〇二二の二、一〇二二の三、一〇二二の四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字下光元字葛蒲谷奥三五六の三、三五七の一、三五八の一及びこれらと一体をなす国有地
大字下光元字葛蒲谷奥山	大字下光元字葛蒲谷奥のうち三五六の三、三五七の一、三五八の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字下光元字丸山のうち三七一の二の一部、三七二の二の一部、三七二の四、三八四の一部、一〇八二の二の一部、及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字下光元字机谷口三八七の二の一部、一〇四七の二、一〇四九の二、一〇五〇の一部、一〇五一、一〇五二の二、一〇五五の二、一〇五六の二、一〇五八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字下光元字机谷口	大字下光元字机谷口のうち三八七の二の一部、三八七の二の一部、一〇四七の二、一〇四九の二、一〇五〇、一〇五一、一〇五二の二、一〇五五の二、一〇五六の二、一〇五八の二、一〇六七の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字下光元字机谷奥三九一の二、三九一の二、一〇六二の二、一〇六二の八及びこれらと一体をなす国有地
大字下光元字机谷奥	大字下光元字机谷奥のうち三九一の二、三九一の二、一〇六二の二、一〇六二の八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字下光元字丸山三八四の一部、一〇八二の二の一部、 大字下光元字机谷口三八七の二の一部、三八七の二の一部、一〇五八の二の一部、一〇六七の二及びこれらと一体をなす国有地 大字下光元字機越の全域

鳥取県告示第二百四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、江府町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による江尾宮市地区第六工区の換地処分があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成七年三月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域（平成六年十一月一日現在の地番による。）
大字江尾字山神脇	大字江尾字山神脇のうち八五七の一部以外の区域
大字江尾字壱ノ塔	大字江尾字山神脇八五七の一部 大字江尾字市ノ塔の全域
大字江尾字市ノ塔景下モ平	大字江尾字市ノ塔景下モ平のうち九二七及びこれと一体をなす国有地並びに九二八と一体をなす国有地の一部
大字江尾字市ノ塔景下モ平のうち九二七及びこれと一体をなす国有地	大字江尾字四十谷日南下平九三三の二、九三三の三
大字江尾字市ノ塔景下モ平のうち九二七及びこれと一体をなす国有地並びに九二八と一体をなす国有地の一部以外の区域	大字江尾字四十谷日南下平のうち九三三の二、九三三の三以外の区域
大字江尾字四十谷日南下平	大字江尾字四十谷日南下平のうち九三三の二、九三三の三以外の区域
谷	大字江尾字四十谷箕ヶ平九五〇の一、九五〇の二の一部、九五〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字江尾字四十谷箕ヶ平	大字江尾字四十谷箕ヶ平のうち九五〇の一、九五〇の二の一部、九五〇の二の一部、及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域

鳥取県告示第二百五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、八東町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定による皆原地区の換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成七年三月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域（平成六年十一月二十二日現在の地番による。）
大字皆原字芝木	大字皆原字芝木の全域
大字皆原字下中河原一九八の一部、一九九、二〇〇、二〇九の四の一部、二〇九の六の一部	大字皆原字下中河原一九八の一部、一九九、二〇〇、二〇九の四の一部、二〇九の六の一部、二四四の二、二四四の三、二四四の四、二四四の五、二四四の六、二四四の七、二四四の八、二四四の九、二四四の十、二四四の十一、二四四の十二、二四四の十三、二四四の十四、二四四の十五、二四四の十六、二四四の十七、二四四の十八、二四四の十九、二四四の二十、二四四の二十一、二四四の二十二、二四四の二十三、二四四の二十四、二四四の二十五、二四四の二十六、二四四の二十七、二四四の二十八、二四四の二十九、二四四の三十、二四四の三十一、二四四の三十二、二四四の三十三、二四四の三十四、二四四の三十五、二四四の三十六、二四四の三十七、二四四の三十八、二四四の三十九、二四四の四十、二四四の四十一、二四四の四十二、二四四の四十三、二四四の四十四、二四四の四十五、二四四の四十六、二四四の四十七、二四四の四十八、二四四の四十九、二四四の五十、二四四の五十一、二四四の五十二、二四四の五十三、二四四の五十四、二四四の五十五、二四四の五十六、二四四の五十七、二四四の五十八、二四四の五十九、二四四の六十、二四四の六十一、二四四の六十二、二四四の六十三、二四四の六十四、二四四の六十五、二四四の六十六、二四四の六十七、二四四の六十八、二四四の六十九、二四四の七十、二四四の七十一、二四四の七十二、二四四の七十三、二四四の七十四、二四四の七十五、二四四の七十六、二四四の七十七、二四四の七十八、二四四の七十九、二四四の八十、二四四の八十一、二四四の八十二、二四四の八十三、二四四の八十四、二四四の八十五、二四四の八十六、二四四の八十七、二四四の八十八、二四四の八十九、二四四の九十、二四四の九十一、二四四の九十二、二四四の九十三、二四四の九十四、二四四の九十五、二四四の九十六、二四四の九十七、二四四の九十八、二四四の九十九、二四四の百
大字皆原字下中河原	大字皆原字下中河原のうち一九八の一部、一九九、二〇〇、二〇九の四の一部、二〇九の六の一部以外の区域
河原	大字皆原字下中河原二四四の一、二四四の二から二四四の三まで、二四四の四から二四四の六までの一部、二四四の九の一部、二四四の一〇の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字德丸字小判	大字德丸字佐古田二五八の一八から二五八の二〇の一部
大字德丸字佐古田	大字德丸字小判のうち二五三の三から二五三の九まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字德丸字佐古田	大字皆原字下中河原二四四の四から二四四の六までの一部、二四四の九の一部、二四四の一〇の一部、二四四の一〇の一部、二四四の一〇の一部、二四四の一〇の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字徳丸字小判二五三の三から二五三の五まで、二五三の六の一部、二五三の八の一部及びこれらと一体をなす国有地
 大字徳丸字佐古田のうち二五八の一八から二五八の二〇までの一部以外の区域

廃止する字の名称
 大字徳丸字下中河原

鳥取県告示第二百六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、日南町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による石見地区第三三区の換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成七年三月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域（平成六年九月十日現在の地番による。）
三吉字小原上ミ	三吉字小原上ミの全域
三吉字石田	三吉字石田八五の一の一部、八六の一の一部及びこれらと一体をなす国有地
三吉字上小原	三吉字石田のうち八五の一の一部、八六の一の一部、八八の二の一部、八九の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 三吉字上小原九〇の一の一部
三吉字下モ立石	三吉字上小原のうち九〇の一の一部以外の区域 国有地 三吉字下モ立石の全域
三吉字田代	三吉字仲山尻リ二五九の一、二七二の二、二七二の三及びこれらと一体をなす国有地並びに二五九の四と一体をなす国有地の一部 三吉字田代のうち一二二の一の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域
三吉字上ミ田代	三吉字上ミ田代一二六の一の一部
三吉字田代ノカ	三吉字田代一二二の一の一部及びこれと一体をなす国有地 三吉字上ミ田代のうち一二六の一の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域
三吉字田代ノカミ	三吉字田代ノカミ一二九の一部
三吉字竹ノ塔	三吉字竹ノ塔一三六の一部 三吉字竹ノ塔のうち一三六の一部、一四〇の一部以外の区域

三吉字垣内	三吉字垣内の全域 三吉字竹ノ塔一四〇の一部 三吉字潜木尻り一八八の二の一部、一八八の二、一八九の二、一八九の二及びこれらと一体をなす国有地
三吉字潜木峠	三吉字潜木峠のうち一五五の二以外の区域 三吉字潜木道下タ一七八と一体をなす国有地の一部
三吉字潜木	三吉字潜木のうち一六五の二の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域
三吉字高畑	三吉字高畑一七六の二の一部、一七六の四八
三吉字高畑	三吉字高畑のうち一七六の二の一部、一七六の四八以外の区域
三吉字潜木道下	三吉字潜木峠一五五の一部
タ	三吉字潜木一六五の二の一部及びこれと一体をなす国有地 三吉字潜木道下タのうち一七八と一体をなす国有地の一部以外の区域
三吉字潜木尻り	三吉字潜木尻り一八五の二の一部及びこれと一体をなす国有地
三吉字上ミ立石	三吉字潜木尻りのうち一八五の二の一部、一八八の二の一部、一八八の二、一八九の二、一八九の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
三吉字上ミ立石	三吉字上ミ立石のうち一九六の二の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域
三吉字松ノ前	三吉字松ノ前二二四の二の一部、二二四の二の一部
三吉字松ノ前	三吉字上ミ立石一九六の二の一部及びこれと一体をなす国有地 三吉字松ノ前のうち二二四の二の一部、二二四の二の一部以外の区域
三吉字仲山尻り	三吉字仲山尻りのうち二五九の二、二七二の二、二七二の三及びこれらと一体をなす国有地並びに二五九の四と一体をなす国有地
三吉字松ボリ	の二以外の区域 三吉字松ボリのうち三八八の五の一部以外の区域
三吉字枯木塔	三吉字枯木塔の全域 三吉字上エ枯木塔三九七の二、三九七の二、三九八の二、三九八の二、三九九の二、三九九の二、四〇五の二、四〇六、四〇七の一部及びこれらと一体をなす国有地
三吉字上エ枯木塔	三吉字上エ枯木塔のうち三九七の二、三九七の二、三九八の二、三九八の二、三九九の二、三九九の二、四〇五の二、四〇六、四〇七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
三吉字立石坂	三吉字立石坂のうち四一三の三から四一三の五までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
三吉字向谷	三吉字向谷のうち四一七の三から四一七の三までの一部、四一九の二の一部、四二〇の二の一部、四二五の二の一部、四二六から四三〇まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
三吉字中掘り	三吉字立石坂四一三の四の一部 三吉字向谷四一七の三から四一七の三までの一部、四一九の二の一部、四二〇の二の一部、四二五の二の一部、四二六から四三〇まで及びこれらと一体をなす国有地
三吉字奥堤下タ	三吉字立石坂四一三の三の一部、四一三の五の一部及びこれらと一体をなす国有地
三吉字ウムシ床	三吉字ウムシ床のうち四六二の二から四六二の三までの一部以外の区域 三吉字奥堤下タのうち四四二の二の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域

三吉字笹見田	の区域
三吉字笹見田のうち四六八の一部、四六九の二の一部、四七〇の二の一部及び四七〇の二と一体をなす国有地以外の区域	三吉字笹見田のうち四六八の一部、四六九の二の一部、四七〇の二の一部及び四七〇の二と一体をなす国有地
三吉字峠田尻	三吉字峠田尻の全域
三吉字峠田尻のうち四七六の一部	三吉字峠田尻のうち四七六の一部以外の区域
三吉字板橋	三吉字板橋のうち五一八の七の一部以外の区域
三吉字下タラク	三吉字下タラクの五二四の二、五三五の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
三吉字上エヲキ	三吉字上エヲキの五六八の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域
三吉字ヒゲガ市	三吉字ヒゲガ市の五六九、五七一、五七五の一、五七五の二、五七六の二と一体をなす国有地以外の区域
三吉字桑木塔五八四の二の一部、五八八の二、五八九及びこれらと一体をなす国有地	三吉字桑木塔五八四の二の一部、五八四の二の一部、五八八の二、五八九及びこれらと一体をなす国有地
三吉字井ノ奥	三吉字井ノ奥のうち五九二の一部、五九三の一部、五九五の二の一部、五九五の二の二の一部、五九六の二の一部、五九六の三以外の区域
三吉字中垣内	三吉字井ノ奥五九二の一部、五九三の一部、五九五の二の一部、五九五の二の二の一部、五九六の二の一部、五九六の三、六〇五の一、六〇五の二の一部、六〇六から六〇八まで、六〇九の一部、六一〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに六一〇、六二〇と一体をなす国有地以外の区域
三吉字桑木塔道	三吉字中垣内六一〇の一部及び六一〇、六二〇と一体をなす国有地の一部
三吉字下タラク	三吉字桑木塔道下タラクのうち六二二の二の一部、六二二の二の二の一部、六二五の一部、六二六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
三吉字丸山七〇五の二、七〇五の五	三吉字スリパチ七〇八の三、七〇九の二、七一二の七
三吉字原引田七二九の二の一部	三吉字堂ノ前七三二の一部及びこれと一体をなす国有地
三吉字五斗ナシ	三吉字桑木塔のうち五八四の二の一部、五八四の二の二の一部、五八八の二、五八九及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
三吉字桑木塔道下タ六二五の一部、六二六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地	三吉字桑木塔道下タ六二五の一部、六〇五の一、六〇五の二の一部、六〇六から六〇八まで、六〇九の一部、六一〇の一部及びこれらと一体をなす国有地

三吉字ヒエ田	<p>三吉字五斗ナシのうち六二八の二、六二八の三、六二九の二及びこれらと一体をなす国有地並びに六二九の三と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>三吉字ヒエ田六三〇の二</p>
三吉字柳ヶ谷	<p>三吉字ウムシ床四六二の三の一部</p> <p>三吉字ヒエ田六三〇の二の一部及びこれと一体をなす国有地</p> <p>三吉字柳ヶ谷のうち六五九の一部、六六五の一部これらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>三吉字丸山六八九の二の一部及び六八九の二、六九〇、六九四の二、六九五、六九六、六九七の二、七〇〇の二、七〇一、七〇二、七〇三の二と一体をなす国有地の一部</p>
三吉字ナゲシバ	<p>三吉字ウムシ床四六二の二の一部、四六二の二の一部</p> <p>三吉字ナゲシバの全域</p> <p>三吉字柳ヶ谷六六五の一部及びこれと一体をなす国有地</p> <p>三吉字谷六六八、六六九の一部、六七〇、六七一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
三吉字谷	<p>三吉字谷のうち六六八、六六九の一部、六七〇、六七一の二の一部、六七六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
三吉字丸山	<p>三吉字柳ヶ谷六五九の一部</p>
三吉字スリバチ	<p>三吉字谷六七六の一部</p> <p>三吉字丸山のうち六八九の二の一部、七〇五の二、七〇五の五及び六八九の二、六九〇、六九四の二、六九五、六九六、六九七の二、七〇〇の二、七〇一、七〇二、七〇三の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>三吉字スリバチ七〇八の二の一部</p>
三吉字松ボリ田	<p>三吉字松ボリ三三八の五の一部</p> <p>三吉字松ボリ田の全域</p>
三吉字原引田	<p>三吉字原引田のうち七二八の二の一部、七二九の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
三吉字堂ノ前	<p>三吉字桑ノ木谷道下タ六二二の二の一部、六二二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>三吉字原引田七二八の二の一部、七二九の一及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>三吉字堂ノ前のうち七三一の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>三吉字堂ノ上エ七三八の一部</p>
三吉字上ミ垣内道下タ	<p>三吉字堂ノ上エのうち七三八の一部以外の区域</p> <p>三吉字上ミ垣内道下タのうち七九七の二から七九七の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>三吉字宮ノ前八〇一、八〇二の一部、八〇三の一部、八〇四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
三吉字宮ノ前	<p>三吉字上ミ垣内道下タ七九七の二から七九七の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>三吉字宮ノ前のうち八〇一、八〇二の一部、八〇三の一部、八〇</p>

<p>廃止する字の名 称</p>	<p>三吉字桑木塔</p>	<p>四の一の一部、八〇四の二の一部、八〇八の二の一部、八〇八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 三吉字畦高八一〇の一の一部、八一〇の一の一部、八一〇の三の一部、八二二の一部</p>	
<p>三吉字畦高</p>	<p>三吉字宮ノ前八〇四の一の一部、八〇八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 三吉字畦高のうち八一〇の一の一部、八一〇の一の一部、八一〇の三の一部、八二二の一部以外の区域</p>	<p>三吉字瀬ズワ</p>	<p>三吉字宮ノ前八〇八の二の一部 三吉字瀬ズワの全域</p>
<p>三吉字村江田</p>	<p>三吉字村江田のうち八六四の一部以外の区域 三吉字ソリ田八九〇の一部、八九一の一の一部、八九二の一部、八九三の一の一部、八九六の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>三吉字ソリ田</p>	<p>三吉字村江田八六四の一部 三吉字ソリ田のうち八九〇の一部、八九一の一の一部、八九二の一部、八九三の一の一部、八九六の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>三吉字籠岩</p>	<p>三吉字籠岩のうち九八八の一部、九九二の一部以外の区域 神福字下モ小原のうち一の一部、二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>神福字上ミ小原</p>	<p>神福字下モ小原の一の一部、二の一部及びこれらと一体をなす国有地 神福字上ミ小原の全域</p>

鳥取県告示第二百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る天津地区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成七年三月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る石見地区第三工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告知する。

平成七年三月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る江尾宮市地区第六工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告知する。

平成七年三月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、八頭郡八東町大字皆原八一加藤正男ほか十二人の者が共同して行う土地改良事業に係る皆原地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成七年三月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、郡家町が行う土地改良事業に係る落岩地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成七年三月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、気高町が行う土地改良事業に係る夏ヶ谷地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成七年三月十四日

鳥取県告示第二百十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、西伯町が行う土地改良事業に係る金山地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成七年三月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県知事 西 尾 邑 次